

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

(横線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添附書類の様式（第26条関係）</p> <p>第1 申請書 （略）</p> <p>第2 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。） （様式略）</p> <p>注1～注18 （略）</p> <p>注19 3の欄は次の事項を記載すること。</p> <p>(1) 第26条第3項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の記載を省略する場合は、その旨</p> <p>(2) <u>実験を目的とする電力線搬送通信設備 又は施行規則第45条第3号に規定する各種設備(450kHz以下の周波数を使用し、高周波出力が500Wを超え、かつ、30メートルの距離における基本波の電界強度が毎メートル$\sqrt{P/500}$ミリボルトを超えるものに限る。)</u> (以下「実験設備」という。)の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次の項目を記載すること。</p> <p>ア 設置者の連絡担当者及び連絡先</p> <p>イ 実験の期間</p> <p>ウ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠</p> <p>エ 混信等の対策</p> <p>(ア) 実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法</p> <p>(イ) 他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への</p>	<p>別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添附書類の様式（第26条関係）</p> <p>第1 申請書 （略）</p> <p>第2 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。） （様式略）</p> <p>注1～注18 （略）</p> <p>注19 3の欄は次の事項を記載すること。</p> <p>(1) 第26条第3項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の記載を省略する場合は、その旨</p> <p>(2) 実験を目的とする電力線搬送通信設備(以下「実験設備」という。)の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次の項目を記載すること。</p> <p>ア 設置者の連絡担当者及び連絡先</p> <p>イ 実験の期間</p> <p>ウ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠</p> <p>エ 混信等の対策</p> <p>(ア) 実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法</p> <p>(イ) 他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への</p>

障害が発生した場合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容

(ウ) 漏えい電界強度の測定方法、測定場所及び同一測定場所における運用時間当たりの記録回数等

オ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げる設備を所有又は占有する者に対する実験に係る計画に関する説明の有無（「無」の場合は、その理由。）

(ア) 実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備

(イ) 実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を受信可能な受信設備

(ウ) 実験設備を接続する配電線

(エ) 法第 25 条第 1 項の規定により公開されている無線局免許人の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明することを必要と判断した設備

カ 申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及び総務省における情報の公開時に設置者から周知を希望する事項

(3) その他参考となる事項

注 20～注 28 (略)

第 3 添付書類（設備規則第 60 条第 2 号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）

(略)

障害が発生した場合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容

(ウ) 漏えい電界強度の測定方法、測定場所及び同一測定場所における運用時間当たりの記録回数等

オ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げる設備を所有又は占有する者に対する実験に係る計画に関する説明の有無（「無」の場合は、その理由。）

(ア) 実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備

(イ) 実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を受信可能な受信設備

(ウ) 実験設備を接続する配電線

(エ) 法第 25 条第 1 項の規定により公開されている無線局免許人の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明することを必要と判断した設備

カ 申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及び総務省における情報の公開時に設置者から周知を希望する事項

(3) その他参考となる事項

注 20～注 28 (略)

第 3 添付書類（設備規則第 60 条第 2 号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）

(略)